

3 - 2 後援

(1) 後援とは

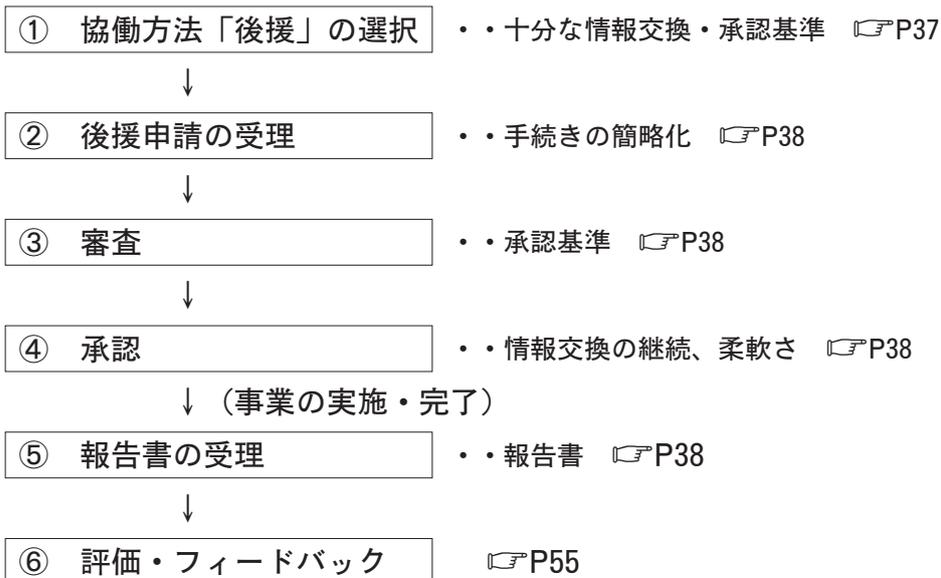
後援とは、NPO等が行う事業やイベントについて、行政がその趣旨や目的に賛同し、広報などで行政の後援名義の使用を認めて事業を後押しする協働方法です。実施責任はNPO等であり、後援側は実施責任を負いません。

(2) 効果

- NPOと行政の協力関係が促進され、お互いの持つネットワークを相互に利用できるようになります。
- NPOの行う事業の社会的信用性が増え、より成果が上がります。

(3) フロー

【キーワード】



(4) 手順ごとの留意点

① 協働方法「後援」の選択

- 後援する事業の趣旨や目的に関して、お互いに正しく理解するよう十分に情報交換をしましょう。
- 後援承諾の基準、後援名義使用承諾後の取消しの条件、後援事業終了後の事業報告の提出の義務等をNPOに事前に説明し、理解してもらいましょう。
- 申請書類、事業報告等の様式を定めている場合は事前に提示しておきましょう。

② 後援申請の受理

- できるだけ手続の簡略化に努め、NPO側に事業に関連する資料等を求める際には最低限のものとしましょう。

③ 審査

- 審査の適否は各担当課で判断することになります。後援申請に対する承認基準や必要な様式などは事前に定めておくことが望ましいです。（県の統一的承認基準もありますが、担当課独自の承認基準を決めておくことも可能です。）

④ 承認

- 承認の条件として、事業完了後の報告書の提出を求めましょう。
- 承認後も、実施までの過程において当初の予定から事業内容が変化していくことがあります。行政側の目的から逸脱しないように後援承認後も情報交換を行いつつ、前向きの変化については極力柔軟に対応しましょう。

⑤ 報告書の受理

- 主催者から事業完了後に提出される報告書が、受理している予定内容どおりであったか、行政側の目的から逸脱していなかったか確認しましょう。

協働を促進するために

【運用のポイント】 P37

- 後援承認基準及び申請様式の提示
後援承認基準及び申請様式等を示すことで、NPO等の判断及び申請手続が容易になり後援がしやすくなります。

P35「長野県共催及び後援に関する標準事務取扱要領」を参考にして下さい。

4 協定・覚書等による役割の相互確認

(1) 協定・覚書とは

NPO等と行政が、それぞれの特性を踏まえ、お互いの得意分野を尊重しながら、役割分担して効果的に課題解決等に取り組むものです。この方法は、多くの協働の取組で活用できます。

協定・覚書等は、事業協力を進めるにあたり、トラブル防止のためにも、必要に応じて話合いの合意事項を书面化するものです。

委託のように公の資金を用いなくても、双方の特性や専門性を生かすことによって、相乗効果が得られる事業展開ができる場合があることを認識しましょう。

協定書・覚書の記載事項の例としては、次の事項があります。

(例) 事業目的、事業内容、役割分担、費用分担、責任分担、活動計画・活動報告、協定の有効期間

(2) 効果

- 課題を共有しながら、双方の特性や得意分野を活かすことによって、効果的な事業の実施が可能となります。
- 事業が終わったら NPO等と行政、お互いの事業の結果を評価し、課題を明らかにすることで、次の協働を活かすことができます。
- 協働を実施することにより、NPO等とのより良い協働関係が促進されるとともに、NPO等の専門的な知識や技術を活かすことができます。
- 行政は、行政だけではできない事業を協働で行うことにより、多様化・複雑化する公益的ニーズに応えられ、行政サービスの向上となります。
- 県行政への県民参加を推進できます。(NPO等は、事業を実施できたことにより、NPO等としての存在価値を認識し、今後の運営の励みになります。)

(3) フロー

【キーワード】

① 協働方法「協定・覚書等」の選択

・ 幅広く事業検討 P40



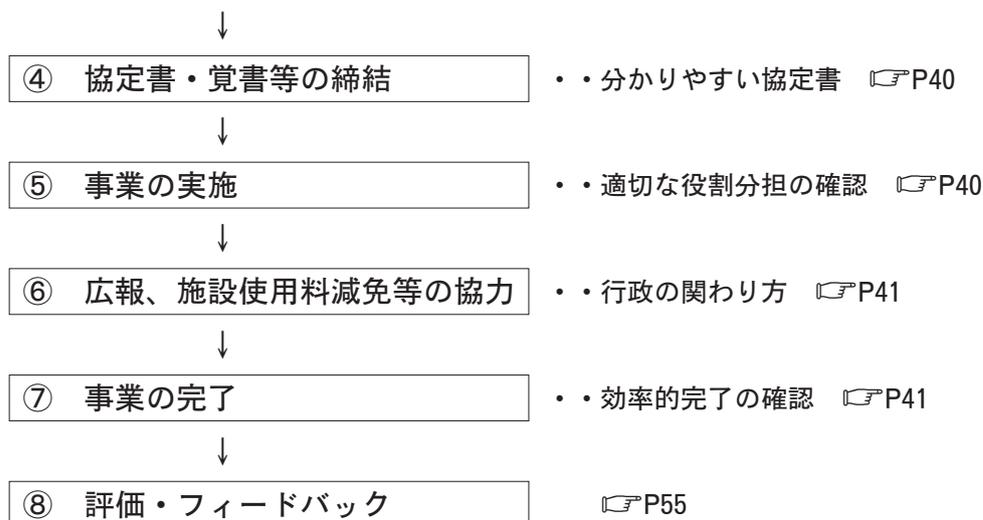
② 協働相手の確定

・ ミッションの確認 P40



③ 企画内容、役割分担、費用分担等の確認

・ 事業協力の可能性 P40



(4) 手順ごとの留意点

① 協働方式「協定・覚書等」の選択

- できるだけ幅広い事業で実施を検討しましょう。
- 対等な立場でNPO等と行政が協働して事業を行うことの意義・効果について認識しながら行いましょう。

② 協働相手の確定

- NPO等のミッションが行政の施策目的に合う事業内容か十分検討しましょう。
- 行政及びNPO等とも、個人情報などを慎重に取り扱うことに留意しましょう。

③ 企画内容、役割分担、費用分担等の確認

- NPO等と行政が協定等を締結することにより効果的な事業展開ができる場合があることを認識して、情報交換や意見交換を行いつつ協定・覚書等の可能性を考えましょう。
- 資金的援助だけが協力ではないことを認識し、行政とNPO等それぞれの特性を活かして効果的な事業を行えるよう、情報交換や意見交換を行って事業協力の可能性を探ることが重要です。

④ 協定書・覚書等の締結

- 協定書を作成する際も、NPO等が理解しやすい協定書を作成するように努め、行政用語ではなく、分かりやすい言葉を使用するようにしましょう。

⑤ 事業の実施

- 事業の工程・進行の管理についてNPO等と行政が、それぞれ適切な役割を果

たしているか確認をしながら事業を進めていくようにしましょう。事業によっては、企画段階から双方で十分に話し合って検討を進めて、事業の目的や役割分担、費用分担、責任の所在を明確にしましょう。

⑥ 広報、施設使用料減免等の協力

- NPO等と行政が協力して事業を行う場合、いずれかが主導的に実施する事業に対し他方が補完的に協力するものや、双方が対等の立場で共同実施するものなど、役割分担や協力内容に応じて様々な行政の関わり方が考えられます。

具体的には下記のようなものがあります。

- ・ 広報掲載等による情報発信支援
- ・ 行政が所有する機材等の貸出し
- ・ 公共施設等の使用料減免
- ・ 事業実施に関する関係機関との調整
- ・ 人員派遣（行政職員を講座の講師として派遣、イベントの補助として派遣等）

⑦ 事業の完了

- 事業が効率的に完了したか確認をしましょう。

協働を促進するために

【運用のポイント】 P40

- 協働の大切な手段
協定・覚書は、多くの取組に適用できます。協働推進の有効な手段として上手に活用しましょう。

(参考)

本県では、公共的団体との包括的連携協定を以下のように締結しています。(平成25年2月現在)

1 ライオンズクラブとの包括的連携協定

(1) 協定締結先 ライオンズクラブ国際協会 3 3 4 - E 地区

※ 3 3 4 - E 地区：ライオンズクラブにおいて長野県のクラブの国際的な呼称

(2) 協定締結日 平成24年5月21日

(3) 協定内容 地域づくりパートナーシップの取組として行う、「児童及び青少年の健全育成」や「環境保全」などに関する包括的な連携協力

(4) 取組の具体例

① プロスポーツチームとの連携

② 観光地の美化、ボランティアガイド活動

③ 薬物乱用防止、非行少年の立ち直り支援

2 日本青年会議所との包括的連携協定

(1) 協定締結先 公益社団法人日本青年会議所北陸信越地区長野ブロック協議会

(2) 協定締結日 平成24年10月5日

(3) 協定内容 地域づくりパートナーシップの取組みとして行う、「災害支援活動」「地域の支え合い」や「公共的活動への参加、支援、連携」などに関する包括的な連携協力

(4) 取組の具体例

① 災害発生時の被災者支援や食料提供、災害復旧ボランティア

② 東日本大震災や長野県北部地震の県内避難者との交流会活動や市町村の災害時支え合いマップに基づく支援を必要とする人々への支援など、地域における支え合い活動

③ 公益的活動を行う民間団体との事業協力や連携、応援、NPO活動への参加